第二十九条第二項第二号	新たに収益事業を開始した内国法人	法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた外国法人
	新たに収益事業を開始した日	その有することとなつた日
第二十九条第二項第四号	設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後とし、前号に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に該当することとなつた後とする。）	第一号又は第二号に定める日後恒久的施設を通じて
	）を開始し又は	）を開始し又は恒久的施設を通じて行う
第三十条第六項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
第三十二条第一項第二号（棚卸資産の取得価額）	行為（	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。
第四十八条の四第七項（減価償却資産の特別な償却の方法）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第四十九条の二第二項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第四十九条の二第三項	が他の者	が他の者（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。）
	のうち同項	のうち第一項
第五十一条第二項第一号	新たに設立した内国法人	恒久的施設を有することとなつた外国法人
	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第五十一条第二項第二号	新たに収益事業を開始した内国法人	法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた外国法人
	設立の日	恒久的施設を有することとなつた日

第五十一条第二項第四号	設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後とし、前号に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に該当することとなつた後とする。）	第一号又は第二号に定める日後
第五十一条第二項第五号	新たに事業所を設けた内国法人	新たに国内に事業所を設けた外国法人（第一号に該当するものを除く。）
第五十二条第六項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
第五十四条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）	又は製造（	又は製造（恒久的施設を通じて行う事業における建設、製作又は製造に限る。
第五十四条第一項第三号	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成育させたものに限る。
第五十四条第一項第四号	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成熟させたものに限る。
第五十七条第七項（耐用年数の短縮）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
第六十八条第一項第四号（資産の評価損の計上ができる事実）	他の者	他の者（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。）
第六十九条第一項第一号イ（定期同額給与の範囲等）	保険会社	外国保険会社等
	第二条第二項	第二条第七項
第六十九条第二項第一号及び第七項	保険会社	外国保険会社等
第七十三条第二項第二号（一般寄附金の損金算入限度額）	第四十一条	第百四十二条の六
第九十六条第四項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）	とする	並びに保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等及び同法第二百十九条第一項（免許）に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項（供託）に規定する免許特定法人の社員に限る。）とする
第九十六条第六項第一号イ	新たに設立された内国法人	恒久的施設を有することとなつた外国法人
	設立の日	恒久的施設を有することとなつた日